

中央会は組合づくりのパートナー

宮崎県中小企業団体中央会



企業の“連携活動”を コーディネート

Miyazaki Prefectural Federation of Small Business Associations

業 務 案 内

中小企業団体中央会とは？

中小企業団体中央会は、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」に基づいて設立された特別認可法人で、都道府県ごとに1つの中小企業団体中央会と全国中小企業団体中央会により構成されており、中小企業の組織化とその強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを主な目的として活動しています。

宮崎県中小企業団体中央会は、昭和30年11月に県内の中小企業組合などを会員として設立され、以来、事業協同組合等の設立や運営支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業組織の形成支援などをはじめとして、金融・税制や労働問題など中小企業が抱えるさまざまな経営課題解決へ向けたサポートを行うなど、連携組織の専門支援機関として、国や県などと密接に連携しながら、県内中小企業の振興発展のために幅広い事業活動を展開しています。

組合を設立して経営を合理化したい中小企業の皆様、創業して新たなビジネスチャンスをつかみたい方、まずは「組合づくりのパートナー」中央会へ御相談ください！



中小企業組合とは？

1 経営の効率化を図る事業協同組合

「事業協同組合」とは、中小企業者がお互いに協力して助け合う「相互扶助の精神」に基づいて共同で事業を行い、組合員の経営の合理化と効率化、取引条件の改善など経済的地位の向上を図るための組合で、中小企業組合制度の中で最も普及している代表的な組合です。

従来は、同業種の中小企業者が集まって、組合員が使用する資材等を共同購買したり、組合員の受注機会を確保するために仕事を共同受注したりするケースがほとんどでしたが、最近では、異業種の事業者が連携して、各々が蓄えたノウハウ等の経営資源を持ち寄って、新技術や新製品を開発する組合も増えています。

協同組合をつくるメリット!!

1 コストダウンや生産効率がアップ！

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工して組合員に供給することにより、原料のコストダウンや品質向上、生産効率のアップが可能になります。

2 大口取引や新たな市場への対応が可能に！

組合員が製造した製品等を組合がまとめて販売等を行うことにより、販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新たな販路や市場への対応が可能になります。

この他にも、

- 人・モノ・カネ・情報など、経営ノウハウが充実する。
- 補助事業を活用した人材育成・強化が図られる。
- 情報量の増加と共有化が図られる。
- 業界の地位向上や交渉力強化による取引条件の改善が図られる。

などのメリットが得られます。

2 創業のツール企業組合

個人事業者や勤労者などが、それぞれの資本と労働力を持ち寄って組合員となり、組合の事業に従事して組合自体がひとつの企業体となって事業活動を行う組合が「企業組合」です。

この企業組合は、事業者に限らず、企業OBや主婦、学生なども組合員として加入することができ、組合事業が限定されないため、安定した働く場の確保や小規模事業者が経営規模の適正化を図る場合などに適した組合制度です。

そのため、近年では、介護福祉や地元特産品の開発、ネットビジネスなどの幅広い業種で、新規創業のツールとして活用されています。

企業組合の特徴

- | | |
|------------------------|---|
| 1 4人以上の仲間で設立が可能 | 4 組合運営に対する発言権は平等 |
| 2 株式会社などと同様に法人格が得られます。 | 5 原則として、 組合員の2分の1以上 が組合の事業に従事しなければなりません。 |
| 3 自由な事業活動が行えます。 | 6 組合の事業に従事する者の3分の1以上 は組合員でなければなりません。 |

中央会って何をしているの？

中小企業組合の設立と事業運営をサポートしています。

1 組合の設立支援

事業協同組合をはじめとする中小企業組合が事業活動を行うには、県や国などの行政庁から認可を受ける必要があります。

組合設立の手続は、概ね下記のような手順となりますが、中央会では、組合の根本規則となる定款の作成や具体的な事業計画・収支予算の立案、その他認可申請書類の作成など、行政庁との橋渡し役となって組合事業がスタートするまでの諸手続をきめ細かに支援しています。



中央会がしっかりサポート!!

2 組合運営などの支援

組合事業を円滑に進めていくうえで、組合法に基づいた組合の管理・運営、組合特有の会計処理や関係税制など、専門的な知識とスキルが大変重要となります。

中央会では、指導員が定期的に組合事務局へ訪問し、組合運営に関する相談に応じたり、電話や事務所で相談対応を行うなど、組合の皆様が抱える様々な課題に関して、face to faceで相談に応じています。

また、法律や労働問題などの専門性の高い相談については、弁護士や社会保険労務士、税理士など多様な専門家を活用して、問題解決へ向けた個別指導を行っています。

組合の人材育成をサポートしています。

1 セミナー、講習会の開催

組合運営や会計・税務、労務管理など組合の事業活動に必要なスキル修得を目指したセミナーや、組合が抱える経営課題の解決や新事業展開、技術力向上など、組合個々の中小企業経営に関連した講習会を開催しています。



2 青年部、女性部活動の推進

中央会には、組合活性化の重要な役割を担う組織として、組合に所属する若手経営者や企業後継者により組織された中小企業団体中央会青年部と、女性経営者等で組織されるレディース中央会(中央会女性部)があります。

中央会青年部では、資質向上へ向けた研修活動や地域社会に根ざしたボランティア活動、親組合事業への協力など、多様な活動を通じて次代を担う後継者の育成を行っています。

また、レディース中央会では、女性ならではの感性や能力を経営に活かすことで地域経済を活性化するため、情報交換や交流、研修会を通じた資質向上に努めています。



3 中小企業組合士制度の普及

中小企業組合士とは、中小企業組合の事務局で働いている役員や職員の方が、職務を遂行する上で必要となる組合知識に関する検定試験を行い、その合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、「中小企業組合士」の称号を与える制度です。

中央会では、組合知識の中小企業組合の活性化と中小企業の経営力強化を図るため、組合運営の経験と専門知識を備えた唯一の資格である「中小企業組合士」制度の推進・普及を行っています。

検定試験を受けて組合士になろう!



平成25年度 中小企業組合検定試験
12月1日(日)

組合士
組合士になるには、組合士として認定されるには組合での実務経験が必要です。

- 資格 中小企業組合士
- 試験科目 ①組合の歴史 ②組合の組織 ③組合の運営 ④組合の発展
- 試験時間 12月1日(日) 午前10時～午後1時(1時間)
- 会場 東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、岡山、広島、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、岡山、広島、福岡、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島
- 試験料 2,000円(一考査合格者は1,000円)
- 合格者には、中小企業組合士(1級)～(3級)の称号が与えられます。
- 試験に合格した方は、中小企業組合士として認定され、中小企業組合の発展に貢献することができます。

主催：全国中小企業団体中央会 協力：関東圏中小企業団体中央会
TEL:03-5523-4925 http://www.jshokukai.jp

組合運営の充実をサポートしています。

1 中小企業関係情報の提供・発信

毎月発行している機関誌「中央会だより」やホームページなどを通じて、県内で活躍する中小企業組合や、組合が活用できる補助金や金融制度等の中小企業施策を紹介するなど、組合運営と企業経営にプラスとなる豊富な情報をタイムリーに発信しています。



2 共済制度の普及・加入促進

経営セーフティ共済制度や退職金共済制度など、企業経営の安定や従業員の皆様の福利厚生の実現を図るため、各種共済制度の普及・加入促進を行っています。



中小企業振興対策に関する提言要望活動を行っています。

中小企業振興対策や地域振興対策、景気対策など、中小企業が抱える諸問題に関する提言要望活動を行っています。

また、毎年、中小企業団体全国大会や九州大会において決議した要望事項に関して、関係省庁などへの提言要望活動も行っています。



景況動向など中小企業組合に関する各種調査を行っています。

県内組合及び業界の景況動向や課題、労働事情など、組合や業界が直面する問題・課題を把握して国や県などの中小企業施策につなげるとともに、県内の景況動向や中小企業の労働事情について情報提供を行っています。

中央会は企業支援にも力を入れています。

1 フードビジネスの推進をサポート

「食の王国宮崎」のフードビジネス推進のため、県とも連携を図りながら県内の食品製造・加工業者の皆様が取り組む新商品開発や県内外の新市場開拓、テストマーケティングなどを支援しています。

また、県内の食品製造・加工業者や農林漁業者、研究機関などで組織する宮崎県食品産業協議会と宮崎県食料産業クラスター協議会とも緊密に連携して、本県のフードビジネスを支援しています。



2 革新的なものづくり、サービス提供にチャレンジする企業をサポート

試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入を行う中小企業及び小規模事業者を支援する「ものづくり・商業・サービス革新事業」に取り組んでいます。

この事業では、中小ものづくり高度化法11分野の技術を活用した事業や革新的サービスを行う事業にチャレンジする中小企業及び小規模事業者の皆様をサポートします。



3 地域中小企業の人材確保と職場定着をサポート

県内の大学生や短期大学生、専門学校生を対象として、地域中小企業の情報と魅力の発信、県内中小企業と地元学生との就職マッチングを行う「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」に取り組んでいます。

この事業では、合同就職説明会の開催や若手従業員向けセミナー、就職情報サイト「みやざき就職ナビ」による求人情報の発信など、地域中小企業と地元学生のニーズに沿った支援を行っています。



4 国の施策に基づいた新事業展開をサポート

経営革新

組合や組合員企業が、経済環境の変化等に対応するために、新商品や新サービスの開発など、新たな事業活動を行う「経営革新」への取組を支援します。

新連携

有機的な異業種連携による新事業活動を行うことで、それぞれが持つ経営資源を活かして新事業分野を開拓する「新連携」への取組を支援します。

地域資源活用

地域の農林水産物や産地技術、観光資源など「地域資源活用」による新商品や新サービスの開発などへの取組を支援します。

農商工連携

中小企業者と農林漁業者が連携して新商品や新サービスを開発する「農商工連携」への取組を支援します。

中央会がコーディネート

※経営革新等支援機関として認定(平成25年2月1日付け)



宮崎県中小企業団体中央会

〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階
TEL.(0985)24-4278 FAX.(0985)27-3672
E-Mail.info@himuka.or.jp URL.http://www.himuka.or.jp/

